

第15期

第6回藤沢市環境審議会

時：2026年（令和8年）1月28日（水）

於：藤沢市役所本庁舎8階 会議室8-1、8-2

午前9時30分 開会

○戸塚参事 皆さん、おはようございます。年が明けましてもう1カ月たってしまいましたが、本年もどうぞよろしく願いいたします。

定刻となりましたので、第15期第6回の藤沢市環境審議会を開催いたします。本日はご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、本日の審議会の進行をいたします環境総務課の戸塚と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議事に入る前に、本日の出席状況をご報告いたします。審議会規則の第4条第2項に、審議会の開催要件として過半数以上の委員の出席と規定されております。本日、出席いただいている委員の皆様は16人ですので、過半数を超えており、開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は3人の傍聴者がいらっしゃいますので、あわせてご報告いたします。

審議会の会議録につきましては、藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づきまして閲覧に供されますので、ご承知おき願います。

次に、会議資料の確認をさせていただきます。

当日の配付資料として3点ございます。1つ目が本日の座席表、2つ目が両面刷りの本審議会の委員名簿と、本日、出席の市職員の名簿。あとは、「ふじさわ環境白書 2025」完成版、緑の冊子でございます。

続いて、事前に送付した資料として7点ございます。1点目が次第、2点目が資料1「アクションプラン初期草案①について」、3点目が資料2「初期草案①<第1章>」、4点目が資料3「初期草案①<第2章>」、5点目が資料4「他市表紙例」、6点目が資料5「鳥獣保護管理対策について」、7点目が資料6「不燃ごみの品目変更等について」でございます。

過不足等ございましたら、恐れ入りますがお知らせ願います。――大丈夫ですか。

本日の流れとしては、次第に沿って事務局から議題について説明し、内容をご審議いただく予定でございます。

それでは、議事に入りますが、審議会規則の第4条第1項により、審議会の議長は会長が当たることになっておりますので、これ以降の進行につきましては高橋会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

○高橋会長 皆様、おはようございます。きょうもお寒い中、ありがとうございます。

早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

きょうは、議題として、「藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて」、報告として、「鳥獣保護管理対策について」、その他という中身となっております。

では、まず議題1「藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

○木下課長 ゼロカーボン推進課、木下と申します。よろしくお願いたします。

それでは、議題1「藤沢市地球温暖化対策実行計画の中間見直しについて」でございます。資料1「アクションプラン初期草案①について」に沿ってご説明いたします。お手元の資料または前方スクリーンをごらんください。

まずは、これまでの中間見直しの経過について、振り返りをさせていただきます。

(3ページ)

「重点施策策定に向けた経過」です。今年度6月から7月にかけてアンケートを実施し、8月には事務局にて取組ごとの評価を行い、9月以降、藤沢市地球温暖化対策地域協議会や研究会の意見聴取を行い、専門委員会においてご審議いただくなど、重点施策についての検討を進めてまいりました。

(4ページ)

前回の環境審議会では、これらの意見などを参考に重点施策候補を整理いたしまして、重点施策(案)を3つ策定し、ご承認をいただきました。

(5ページ)

審議会にてご承認いただきました「3つの重点施策」は記載のとおりでございます。

また、下段に記載している重点施策の4つの定義についてもご確認をいただきました。

(6ページ)

3つの重点施策とあわせて、「(仮称)ピックアップ施策」といたしまして、アンケート結果や専門委員会の意見を踏まえ、市民の関心の高い「公園や街路樹など市内の緑化の推進」について、グリーンインフラとして「吸収」に関連する施策を取り上げることといたしました。

(7ページ)

7ページからは、今回の初期草案についてのご説明させていただきます。

(8ページ)

今回お示しする初期草案①の全体構成についてですが、第1章では現計画からの変更点を中心に、「中間見直しの背景と基本的な考え方」について作成しており、第2章では「重点施策」として、3つの重点施策及びピックアップ施策の初期案を作成いたしました。

(9ページ)

第1章についてご説明いたします。第1章では、現計画に改定して以降の国や県などの環境に係る情勢の変化や新たな動き、本市の地球温暖化対策の現状や動向、そして市民・事業者の意識調査結果から見えてきた重点課題などをまとめております。なお、このアクションプランを初めてお読みいただく方にもわかりやすいよう、専門用語については巻末に用語解説を記載する予定でございます。

(10 ページ)

プランの核となる第2章では、これまで審議会でご説明してまいりました内容をもとに、「3つの重点施策」と「1つのピックアップ施策」について、委員の皆様からいただいたご意見も踏まえ、一部未確定の部分もございまして、現時点での見込みをまとめたものでございます。

本日は、この章を中心に委員の皆様からご意見いただきまして、ご審議いただきたいと考えております。

(11 ページ)

第3章以降につきましては、今後の審議会でのご意見も踏まえながら、順次作成を進める予定でございます。

第3章では、このプランを実効性のあるものとするための「推進体制」や、進捗を管理していく「進行管理」について記載する予定でございます。

また、参考資料として、これまでの中間見直しの経過や、先ほど触れました用語解説などを加える予定です。

あわせて、市民の皆さまに親しみを持っていただけるよう、表紙デザインの参考として他の自治体の事例も収集しております。

続きまして、初期草案の第1章として、ここからは資料2「初期草案①<第1章>」に沿って、要点を絞ってご説明いたします。

前方スクリーンもしくはお手元の資料2の1ページをごらんください。

まず、1-1として、現計画における計画期間及び目標年度を記載しておりまして、現計画における削減目標や取組体系は2030年度まで継続いたしますが、2026年度（令和8年度）が計画の中間年度となることから、2カ年で中間見直しを行っていくことを示しております。

(3 ページ)

1-2「基本的事項」、(1)として中間見直しの背景と目的について記載しており、アクションプランの位置づけは、現計画に基づき重点的に取り組むべき具体的な施策であることを示しております。

(5 ページ)

1-3「地球温暖化対策に関する動向」では、5ページから9ページにかけて、現計画以降の国際

的な動向、国内及び神奈川県動向、またトピックとして脱炭素の技術動向を掲載しております。

(10 ページ)

1-4として、本市の動向について掲載しております。温室効果ガス排出量については、8月の審議会でご報告した令和4年度速報値を記載しておりますが、現在、算定している令和5年度の速報値に変更することを予定しております。

(12 ページ)

(2)「市民・事業者の意識調査結果の概要」として、重点的に取り組むべき施策の回答の結果をグラフで掲載しています。

(14 ページ)

(3)「藤沢市の地球温暖化対策の取組」として、現計画以降の新規の取組を中心に掲載しております。

また、(4)では「地球温暖化対策の推進に向けての重点課題」を記載しております。本市の排出量の現状から、目標達成に向けた重点課題を3つ挙げております。

まず、産業部門・業務その他部門における削減状況が芳しくないことから、事業活動における地球温暖化対策として、省エネ化、再生可能エネルギーの有効活用等の脱炭素化を積極的に促進することが必要としています。

また、家庭部門における目標年度に対する進捗状況も芳しくないことから、家庭における生活スタイルを脱炭素ライフスタイルへ転換を促していくとともに、省エネ住宅の普及拡大、太陽光発電システムや蓄電池の導入等の取組も促進していく必要がございます。

また、現在の温室効果ガス排出量の算定方法では本市独自の取組が反映しづらいことから、削減率とは別に、本市の市民・事業者の取組が見える化できるような指標が必要であること、これら3つを重点課題として記載しております。

第1章の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○高橋会長 今回の中間見直しで、これまでの状況を資料1でご説明していただいて、初期草案の第1章についてもご説明をいただきました。

まず、この第1章について、資料2に関する質疑があればと思いますが、いかがでしょうか。

○和田委員 皆さんおはようございます。初期草案について丁寧にまとめていただいてありがとうございます。

ここまでの内容について、特に大きなものではありませんが、第1章の案の中で9ページに技術動向が記載されています。こちらの技術動向が重要な技術であることはいずれも間違いのないと思います

が、時系列的なところを言いますと、2030年、2035年、2040年、そういったステージに使えるかどうかという技術については、若干の位置づけの差があると思っております。

ペロブスカイトみたいなものはかなり実用化が間近な状況で、これからどんどん入れていく必要があると思いますが、一方でDACのようなものはもう少し技術開発が必要であったり、あるいは再生可能エネルギーとの価格競争性からどのタイミングで実現可能になってくるのかは、まだまだ様子を見なければいけないと思っております。

そういう意味で、同じように並べるといえるか、もう少し実現可能性や時系列を踏まえた書き方にしていればいいのかと思います。

○木下課長 ご指摘ありがとうございます。

確かに、将来に向けた研究という位置づけのものもございますので、時系列とか、ある程度年代の見込みみたいなものをお示しできればと思います。ご指摘のように直していきたいと思います。

○高橋会長 ほかにいかがでしょうか。——では、私のほうから1点だけ。

先ほどご説明もあったと思いますが、10ページの「温室効果ガスの排出状況」について、今、2022年度のもの載せていますが、これが最新のものということでしょうか。もし更新されるとすれば、いつごろ更新される予定かを教えていただければと思います。

○大澤主任 ゼロカーボン推進課、大澤と申します。

今、会長からご質問ありましたとおり、皆様のお手元では令和4年度の速報値が記載されておりますが、現在、令和5年度の速報値を算定しているところです。実際の反映は、年度が変わりました次の審議会の際に、令和5年度の速報値を入れさせていただきます。審議会で分析状況などをご説明させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋会長 次回、5月下旬の審議会の際には令和5年度の速報値を載せていただける予定ということですね。

ほか、いかがでしょうか。——もしないようであれば、その次の資料と関連するところもあると思いますので、資料3についてのご説明をまず事務局からお願いしたいと思います。

○木下課長 それでは、第2章についてご説明いたします。前方スクリーンまたはお手元の資料3「初期草案①<第2章>」をごらんください。

(16ページ)

まず、第2章の冒頭では重点施策の考え方を整理し、下段に3つの重点施策を記載しています。先ほどご説明いたしました本市の重点課題、社会動向、温室効果ガス排出量の特徴等を踏まえ、早期に着手することで、短期的に大きな削減効果が見込まれる事業を進めることで、現計画に定める2030年

度の温室効果ガス削減目標の達成を目指すものでございます。

(17 ページ)

こちらでは現計画の基本方針と重点施策の関係を体系図でお示ししております。

(18 ページ)

こちらからページ見開きで3つの重点施策ごとに記載しております。

重点施策に関する構成として、(1)「施策概要」では、各施策において推進すべき取組内容を中心に記載しております。

(2)「主な取組内容」では、現計画の取組内容に記載されていないものや、トレンドである取組を「新規取組」として、また現計画の取組をより強化していく取組を「拡充取組」として整理しています。また、取組の主体を市民、事業者、行政として、記号で表しております。

(3)「目標年度までのロードマップ」では、アクションプランの期間である2027年度(令和9年度)から2030年度(令和12年度)までの4年間の各年度におけるアクションを記載しております。

(19 ページ)

(4)「期待される効果」及び(5)「達成指標」については、現時点では見込みの内容の記載です。

(18 ページ)

重点施策の1「省エネルギー設備等の導入拡大～エネルギーを減らす～」についてご説明いたします。

この重点施策では、エネルギー消費量を減らすことで、化石燃料起源の温室効果ガス排出を直接抑制する施策となります。現計画においても省エネの取組の記載はありますが、事業者向けの省エネルギー診断やCO₂排出量の見える化等の事業も取組に含めることでより拡充し、事業者の脱炭素経営を後押ししてまいります。

また、省エネ性能の高い設備や断熱性能にすぐれた住宅やビルの「ZEH(ゼッチ)化」「ZEB(ゼブ)化」の誘導について、市民、事業者、行政が一体となって推進します。省エネは、地球環境に貢献するだけでなく、家庭や事業所の光熱費を削減し、経済的なメリットも生み出します。また、断熱性の高い住宅は、冬場のヒートショックを防ぐなど、健康で快適な暮らしにもつながる二次的な効果もあるものと捉えております。

(20 ページ)

重点施策の2「再生可能エネルギー設備等の導入拡大～エネルギーを創る・切り替える～」についてご説明いたします。2つ目の重点施策は、クリーンなエネルギーを「創り」、そして「切り替える」取組です。太陽光発電などの再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出しないエネルギー源であり、

エネルギーの安定供給や、災害時の非常用電源としても重要な役割を果たします。この施策では、本市の太陽光発電設備の導入を推進するため、初期費用ゼロで太陽光パネルを設置できる「PPA事業」の活用なども推進してまいります。

また、太陽光発電システムが設置できないご家庭や事業所でも、電気を再生可能エネルギー由来のプランへ切りかえることで、温室効果ガス排出量をゼロにすることができることから、電力の切りかえについても新たに促進してまいります。

(22 ページ)

重点施策3「脱炭素型ライフスタイルの転換～温暖化対策を知る・繋げる～」についてご説明いたします。

日常生活を脱炭素型ライフスタイルへと転換するため、市民・事業者に対して温暖化対策を「知る・繋げる」ための事業を展開することで、2030年の目標達成、さらには2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、基盤構築及び気運醸成を一層強化する取組です。

この施策では、市民、事業者、行政が協力し、国の取組である「デコ活」なども活用しながら、脱炭素につながる新しいライフスタイルを広めるためのイベントやPR活動を実施します。特に、本市の強みである「シビックプライド」（郷土への愛着と誇り）を最大限に生かし、これまで毎年開催してまいりました地域の大学生との意見交換会など、若い世代の柔軟なアイデアを取り入れながら、市民団体、商工会議所、金融機関、大学など、あらゆる主体と連携を深めていく中で、未来を見据えた地球温暖化対策を知る・繋げるための取組を進めてまいります。

また、本市の独自の取組として、国から採択された重点対策加速化事業で補助対象としているHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）を活用して各家庭の電力データを分析し、世帯構造ごとのモデルケースの構築を行った上で、各種脱炭素サービスの立案や普及啓発等への活用へとつなげてまいります。

(24 ページ)

今後、実施を予定しております児童・生徒を対象とした意識調査をコラムとして掲載する予定でございます。また、藤沢市地球温暖化対策地域協議会が主催しております大学生との意見交換会につきましても、本市における特徴的な取組であることから、コラム掲載を予定しております。

(25 ページ)

2-5「ピックアップ施策」についてご説明いたします。2050年までの脱炭素社会の実現には、温室効果ガス排出量の削減に加え、吸収源の確保も重要となります。市民アンケートでも「公園や街路樹など市内の緑化の推進」への高い関心が示されており、緑化と緑地保全は重要な視点でございます。

ただし、これらの取組は長期的な視点を持った緩やかな効果が期待されるもので、今回の短期的な削減効果を重視するアクションプランの趣旨とは一線を画すことから、「ピックアップ施策」として設定したものでございます。

本市の森林吸収量は、2023年度（令和5年度）現在で5,260 t-CO₂と推計しており、2016年度（平成28年度）以降、微減傾向にございます。そのうち、都市緑化による吸収量が約83%を占めており、ピックアップ施策として気候変動対策に寄与するグリーンインフラを推進していくことで、市域における温室効果ガスの吸収量を確保してまいります。

（26 ページ）

グリーンインフラについては、自然環境が持つ多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める取組で、「藤沢市緑の基本計画」では、グリーンインフラをイメージしやすいよう、イラストで例をお示ししております。「藤沢市緑の基本計画」は、「藤沢市環境基本計画」また「藤沢市地球温暖化対策実行計画」と関連する計画であり、藤沢市みどり保全審議会での審議を経て今年度末の改定に向け検討が進められており、本施策は「藤沢市緑の基本計画」との整合を図りながら推進してまいります。

（3）「本市における主な取組」では、前回の審議会でご意見のありました記念樹の配布等による緑化の推進などを記載しております。今後、本市の市民団体や事業者における吸収源に係る取組等も掲載できるよう調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、第2章の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○高橋会長 今、第2章について、全体の内容をご説明いただきましたが、きょうの中心の議題になります。今ご説明いただいた内容について、ご質問、ご意見等あれば、ぜひ挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○松浦委員 細かいところで質問ですが、18 ページの重点施策の「省エネルギー設備等の導入拡大」の（2）「主な取組内容」の一番上に新規で「省エネルギー診断の受診促進」とあり、取組主体が事業者と行政になっていますが、市民も、例えば家庭の「うちエコ診断」などもあるので、市民も取り入れてもいいのかなと思いました。

もう一つ、22 ページの「脱炭素型ライフスタイルの転換」の（2）「主な取組内容」で、下から2段目の拡充の施策で「産官学金の連携による脱炭素ライフスタイルの展開」で、やはりこちらも事業者と行政ですが、ライフスタイルというと、どうしても市民のイメージで、下のロードマップを見ると、「先進企業の優良事例の情報提供」とあるので、それはライフスタイルというよりビジネススタイルをイメージしているのか、そこがわからなかった。もしライフスタイルとするなら、やはり市民

も入れたほうがいいのかなと感じました。

以上2点です。

○石田課長補佐 ゼロカーボン推進課、石田です。

今、松浦委員からいただいたご意見のとおり、前半の省エネ診断の部分、「うちエコ診断」があるということをこちらできちんと把握できていなかったのもので、そういった市民目線の部分も取り入れて、ここについては更新をしていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

2点目の「脱炭素型ライフスタイルの転換」のロードマップは、上段が市民向け、下段が事業者向けという形で今回は整理しております。確かに表現として「脱炭素ライフスタイル」、「ライフ」というと、どうしても生活感が出てしまう。お話しいただいたとおり、「ビジネススタイル」のような形に表現を変更していく必要があると思っております。

○高橋会長 今の関連ですが、先進企業の優良事例というのは、何か脱炭素ライフスタイルを実現するための企業のビジネスとかサービスとかもあるのかなと思ったのですが、ここと言っている優良事例というのは具体的にどういったものを指しているか、教えていただけますでしょうか。

○石田課長補佐 今、高橋委員長からお話があったように、2通りの解釈があるのと思っているので、答えとしてはその両方としたいところではありますが、現状で想定していたものとしては、今年度も、先日、事業者向けにセミナーを開催しました。市とか県の公的な補助金を活用して中小企業が実際に一歩踏み出して、自社の省エネ設備の導入や再エネ設備の導入により、それが自社の経営にどのような長期的なメリットを与えたかをお話しいただくセミナーです。事後に参加者のアンケートをとった結果、事業者の声が一番心に響いたという感想もいただいております。我々としては、そのように既に実践している企業の実際の数字を用いた情報提供をする機会を与えていきたいというのが1つ強くあります。

ただ、同じように、そのような企業の脱炭素ビジネススタイルをより実現させるための技術、商品、サービスも当然あると思っております。その1つがCO₂の見える化であったりすると思っておりますが、そういったものがあるということもあわせて周知していく必要があると思っております。

○高橋会長 先ほど松浦委員にご指摘いただいたことと、今お話しいただいたこと、両方の視点があると思っております。それを踏まえてこの箇所をどのように表現するか、ご検討いただければと思っております。

ほか、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

○矢出委員 2つあります。

重点施策の3つの達成目標をもう少し具体化されたいかなと思います。例えば、CO₂削減量の予測とか、なかなか難しいかと思っておりますけれども。

もう一つは、26 ページの(3)に幾つか取組が書いてありますが、下から3つ目までは緑地をふやす政策なのです。発生した緑地から出てくる樹木等を利活用する施策が一番下だけに書いてあります。

緑地をふやすことは大事ですが、それを単に燃やしたりしてしまうと、結局、炭酸ガスがまた大気中に出てしまうので、堆肥とか発電燃料というのはカーボンニュートラルには寄与するけれども、炭酸ガスを減らす手段にはならないのかなという気がします。例えば、樹木とか、緑地から出てくるバイオマスといったものを炭素固定できるような方法を一緒に考えていかないと、単に緑地をふやすだけでは炭酸ガスは減らない感じがします。

○石田課長補佐 いただいた目標値のことについてはまだまだ改善の余地があると思っております。なるべくわかりやすい達成指標にすることと、今現在、何人とか何回とか、そういったものが多く入っているかと思えます。「今、実現できていないものが2030年には実現できた」のようなゼロが1になる、そういった表現にしていくことも、指標の考え方としてはありなのかと思っております。いただいた意見を参考にしながら、よりわかりやすい表現になるよう今後とも検討を深めていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

2点目の緑地の部分については、ご指摘のとおり、もともとCO₂排出量の吸収が、地球温暖化対策に対して大きいウエートを占めているわけではないということは、ピックアップ施策の考え方に前提を載せております。これを何故載せたかという点、市民のアンケートで、地球温暖化対策に対して行政がどう動くべきかという中では、緑化について圧倒的に市民の関心が高かった。一方で、市がどれだけ力を入れても、この地球温暖化対策に対してとても強い効果があるものではないということを知っていただく必要がある。

それから、市民の関心があるところを地球温暖化対策を考えるきっかけづくりとして捉えていきたいということで、今回、目標設定はせずに、ピックアップ施策という形で、重点政策とは色合いを変えて掲載しているものです。もちろん、緑化が関係ないわけではないし、意味があるものでもありますが、速攻性の高いものではないということは、考え方の中でお示ししているところです。

また、ご意見いただいた取組の中も、より市民に身近な施策、行政がどんなことをやっているのかということを知っていただくという視点と、おっしゃられたようなバイオマスとか緑とか、自然というものをどうエネルギーに変えていくかに関しても、今、同列で掲載しているので、この取組の部分、少し色合いが違うものに関しては、種類を分けてというか、皆さんにとってわかりやすいような見せ方を、今後、工夫したいと思っております。

○矢出委員 優先順位的には、おっしゃるとおりよく理解しています。ただ、再エネとかだと大気中の炭酸ガスは減らないですね。カーボンニュートラルなので。そうすると、やはり森林は結構大事にな

ってくる。しかも、樹木が炭酸ガスを吸収するには長い時間がかかる。それは今から取り組んでいかないと、ととてもとても 2050 年に炭酸ガスがゼロにはならないと思うのです。

それは藤沢市の範疇を超える話になるかもしれませんが、そこら辺を意識的にやらないと、恐らく 2050 年にゼロは確実に難しいだろうと思います。ピックアップ施策だから優先順位は低いけれども、そういうのをやりながら炭酸ガスの吸収量をふやして、かつ吸収した炭酸ガスを固定化していくような方法があればなおいいと思っています。意見です。

○石田課長補佐 追加のご意見も全くそのとおりだと我々も思っております。大きい意味での施策の中では当然この緑の施策も地球温暖化対策に対して重要な施策だと考えておりますが、今回の中間見直しのテーマは、2030 年という 1 つのゴールを設定して、そこに向けた 4 年間でどうするかということなので、力を入れるパワーバランスの中で、再エネとか省エネに焦点を当てています。

ただ、この緑の問題についても、長期的な視点を持てば当然重要な取組ですし、その効果は緩やかかもしれませんが、みんなで取り組んでいかなければいけないということは、市民の方たちにきちんと正しい認識を持ってもらえるように届けていく必要があると思います。ご意見ありがとうございます。

○和田委員 前回の議論も踏まえて丁寧にまとめていただきましてありがとうございます。大きくは 2 点、述べさせていただきたいと思います。

1 つは、再生可能エネルギーの普及のところで、P P A 等の活用も含む再生可能エネルギー設備の導入の促進というものが今後の施策として拡充の対象に上がっていると思います。事業活動における再生可能エネルギーの導入ということも踏まえると、P P A を活用することは非常に重要だと思っています。

一方で、今 P P A でやろうと思うと、太陽光については立地の制約もかなりありますし、メガソーラーのようなものは政策的にもかなり逆風が吹いている状態だと思っています。そういった中で重要なのは、P P A であったとしても、地域に裨益するような再生可能エネルギーをしっかりと捉えていくことが大事ななと思っていますので、その点はぜひご考慮いただければと思います。

その中では、これは前回も申し上げましたが、営農型の太陽光発電がこれから重要になってくると思っていますので、そういったあたりも今後の施策の中でぜひ検討いただければと思います。単に農地に置くだけでなく、農業としての支援だけでなく、例えば農福連携における活用とか、いろいろな場面での活用があると思っています。また、研究によっては、むしろ農業の土壌の水分を保持するために必要な設備になり得るとか、いろいろな農業面でのメリットもあるので、そういったこともぜひ今後、検討の中で踏まえていただければと思います。今のが 1 点です。

もう一点は、これも幾つかに分かれるかもしれませんが、先ほどのご指摘に指標の話があったと思いますが、同じく指標についてお願いと確認です。

1つは、重点施策1の指標で、高効率機器の設置件数について、数字がこれで確定なのかわかりませんが、今、80件という目標が上げられていると思います。こちら、補助件数は、どのぐらいの方が参加しているかという意味では重要かと思いますが、一方で、大きな1件を支援するのと、小さい設備を1件するのでは随分位置づけが違うと思います。費用対効果も踏まえると、この補助支援の事業の中で見込まれるCO₂排出削減量はどのぐらいなのかとか、そういったところまで把握できるかというのではないかと思います。

それから、同じく指標について、重点施策2のほうについてですが、太陽光パネルの設備容量を目標値も含めて記載していると思います。確認ですが、この1万6,000キロワットというのは自家消費型だけなのか、あるいはFITも含むのか。藤沢市としての2030年目標にこれでどのぐらい寄与しているのかということも含めて、指標としてどこを補足しようとしているのか、今の目標値がどうなのかということ、ぜひ教えていただければと思います。

いろいろ申し上げて申しわけないのですが、切りかえ件数については非常にユニークな取組で、非常に重要な取組だとも感じております。一方で、件数について、「切替啓発事業実施数」と書かれていて、切りかえ数そのものを把握する形にはなっていないところが課題だと思います。この切りかえ件数を把握するように事業者との連携をすとか、取組を通じてこの件数を把握する方法がないものか、もし何かご議論されたことがあれば教えていただければと思います。

○石田課長補佐 まず1点目のPPAの部分は、あえて表現を幅広にとっている意図は、まさに和田先生がおっしゃったような、ソーラーシェアリングを含めた多様な形のPPAの模索となっております。

最近、営農型の取組をされている方と意見交換をする機会が徐々に増えてまいりまして、メガソーラーのお話もありましたが、これからどういう形で創エネを実現していくかということに関しては、可能性というか、期待値の高いジャンルであることは認識をしているところです。その説明の中では、ビニールハウスに電力を使うとか、そういったところとの相性がいいということもお伺いしておりますし、お話にありました農福連携でいえば、障害のある方がお米をつくる時、屋根になると日陰で作業ができる場所も魅力の1つである。ただ、つくれる作物が限定されたり、農作物の育成に対して影響が出てしまう可能性もあるというメリット・デメリットのお話をお伺いしながら、ではどうやって実現するのか、農業従事者、また農地の問題、そしてPPAの電力会社のメリットに関してもいろいろと研究をしながら、実現できるか、引き続きチャレンジしていきたいと思っています。ただ、この4年間の中でどこまで踏み込んで書けるか、我々としてももう少し検討を進める必要があると考

えております。

指標のお話ですが、まず省エネの指標のお話を先にさせていただければと思います。高効率機器の設置補助件数ですが、おっしゃるとおり、1件の重みが全然違うと認識しております。ただ、高効率機器で、今メインになっているものが、国の重点対策加速化事業を活用し、事業者に向けた空調、給湯、照明といったものの補助を実施しているところです。ただ、こちらは5年間という時限がございますので、令和10年度で終了します。終了後、どのような形で高効率機器に対して市が補助していくかも考えていく必要がございますし、こちらの高効率機器の補助件数がどういう省エネルギー設備の導入拡大に対してどれくらい温室効果発の削減に寄与したかといったことは、もちろん試算ではありますが、見せていく必要があると思っています。

P P Aについては2つあります。1つ目が、太陽光発電システム補助による導入容量をどのように計算されているかというところです。こちらは、補助とうたっておりますので、市で補助金をお支払いした際に、申請書で上がってきた太陽光発電システムの導入容量が幾らかといったことを積み上げております。こちらは自家消費もF I Tも含まれます。

2つ目は、再生可能エネルギー由来電力切替啓発事業実施数で、これを事業実施としているのは、我々としても、再エネ、いわゆるグリーン電力に切りかえた件数を直接把握したいと思って、これまでも新電力会社や東京電力と意見交換をして、そういった把握ができないのか、市域でどれくらいグリーン電力が使われているのか議論してきたところではありますが、結果としてその件数の把握はなかなか難しい。ですので、やり方としてはアンケートみたいなことで、実際に藤沢市にある企業の中で、どれだけの企業がグリーン電力に切りかえているかを草の根的に把握するとか、あとは新電力会社と連携して切りかえキャンペーンみたいなことをする中で、どれだけの件数があったのかを市域の中ではかいたらありがたいけれども、そこもなかなかハードルの高さがあると思います。

今の時点では、グリーン電力に切りかえる重要さ、意味を、いかに市民や事業者の皆様を知っていただくか、そういったことを普及啓発する取組がどれだけできるのかを現在の指標としておりますが、こちらについてもまだまだ改善の余地はあると思っています。

○和田委員 難しさはよくわかりました。

まず、太陽光の容量の件ですが、この数値が2030年目標に対してどのくらい進んでいるのかわからないというのが課題としてあると思います。そういう意味で、例えば補助件数はあるとは思いますが、F I Tのような公開されている情報で、例えば家庭に入れられているもの等の補助的なデータも組み合わせて、実際には市域でどのくらいの再エネが使われているのか推計するようなこともできればいいのではないかと少し思ったので、コメントとしてお伝えさせていただきます。

それから、再生可能エネルギー由来電力の切りかえも、難しいのはよく理解はします。特に家庭については、正直あまり価格差がないのでなかなか難しいのかなと思いつつ、一方で、事業系の電力であれば、そういったことをすると多少コストが上がるという実態もあると思います。そういったときは、例えば切りかえキャンペーンで切りかえのインセンティブを出すような支援をする、支援と一緒に件数を把握する。件数を把握することも重要ですが、切りかえも進み、その辺の相乗効果のあるような政策が打てれば、今後そういったものを検討していただければなと思いました。

○石田課長補佐 追加で補足いただいた太陽光発電システムの導入容量については、FITに関しては公開情報もありますので別枠で把握しておりますが、この中間見直しの中でも、導入容量がどれだけの削減効果に寄与するのか、もう少しわかりやすい表現で示していく必要があります。再エネの切りかえに関しても、全国的にもいろいろな取組をされているものを我々のほうも研究して、インセンティブを含めて自治体が自主的に把握して、それを高めていける工夫がどのような形であるのか、検討を進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

○高橋会長 今回の指標の関連で、私から3点ほどコメントさせていただければと思います。

1点目は、先ほどお話しいただいたように、どれぐらいの削減効果があるかという把握、それがデータとして入手できるか、多分両方に難しさがあると思います。ただ、それぞれの取組で2030年度の目標にどれぐらい貢献を見込んでいるかということは、この時点で押さえておく必要があると思いますので、その点は少しご検討いただければなと思います。

2点目は、今、現行計画で指標を幾つか書いていて、それがなくなっているものも結構あると思います。その指標と、今回の達成指標との関係、現行指標をどう解釈して、入れるか入れないか、入れないなら、どのように今回の中間見直しに反映をさせるか、いま一度、整理いただいたほうが良いと思いますので、少しご検討いただければと思います。

3点目は、先ほどの21ページの太陽光発電システム補助による導入容量が2030年度で1万6,208キロワットとありますが、現行計画を見ると、FIT制度における藤沢市域の導入容量として1万6,208キロワットという数字が書いてありますので、現行計画ではFITを前提としていると思います。それ以外も含めると、恐らくこの数字は変わると思いますし、FIT制度に限った話になると、これからの太陽光発電の動向を考えると足りないと思いますので、この範囲と数字については少し見直しを検討いただければと思います。

関連で3点です。

○木下課長 指標に関しては、ご指摘いただいた意見も踏まえまして、まだまだ検討していかなければいけません。効果を把握するためには、まずデータとして収集できるものなのかどうかを確実に調べ

なければいけません。専門業者の知見もいただきながら、改めてここに関しては見直しをして、またお示しさせていただきたいと思います。

現行計画の指標については、現行計画は引き続き継続してまいります。環境白書等でも指標として位置づけておりますから、こちらも継続的に指標としてお示ししていくという考えです。この重点施策に関しての指標は、これとは別枠として把握していけるように考えております。そのあたりもまたご説明をさせていただければと思います。

○高橋会長 現行計画があつて、今回ということもあると思いますが、その関係性と、先ほどの太陽光発電システムの導入容量のところは少し考え方が変わり得ると思います。そのあたりの整理はお願いできればと思います。

○橋詰委員 最初に、マイクの関係だと思いますが、会長と事務局、それから直前の和田委員の声は聞こえたのですが、ほかの方のご発言はあまり聞こえない、ないしはほとんど聞こえなかったので、ほかの委員の方々のご発言に際してはマイクか何かを工夫していただけるといいかなというお願いでございます。

お聞きしたいのは、今、直前の会長の話で少しわかりかけたのですが、資料 19 ページと 21 ページに、それぞれ (4) 「期待される効果」と書いてあり、そこに数字がそれぞれ出ていました。この意味ですが、削減ですから、ある時点とある時点と比較していますよね。いつといつを比較してこれが減ると言っているのか。私の想像は、計画は 2019 年から 2030 年ですから、その間において、つまり 2030 年度において、2019 年度と比較してこれが減るだろうという数字を書いているのかなと思いましたが、そういう理解でいいのか。

これは書き方なのですが、例えば 19 ページだと、最初にあるのが省エネルギー診断等で「33.28 千 t-CO₂/年」と書いてあります。「/年」と書かれてしまうと、毎年これだけ減っていくのかという、いわばスピードのようにもみえてしまう。そうならそれでもいいのですが、この数字の意味がよくわからない。私の想像は、こういう効果が、例えば 18 ページにあるような「主な取組内容」を、現にこういうことが行われているので、いついつまでにこういう効果となってあらわれるだろうという意味で書いているのだらうと思いますが、そういう理解でいいのかどうか。まずそれが 1 点です。

もう一つ、ぜひお尋ねしたいのは、例えば 19 ページの「環境」にある数字を足すと 10 万 2,760 トンになります。この数字は地球温暖化対策実行計画のどの表のどの数字に対応した数字なのかかわからない。今、私の手元に実行計画があつて見ているのですが、30 ページと 31 ページにその表があります。30 ページは「国等と連携して進める対策による削減目標量」で、31 ページは「市の施策による削減目標量」ですが、ここで言っている削減効果は、両方言っているのか、それとも市の施策による

ものを言っているのか。どこを含めた数字として書いているのかわからない。もしこれが 10 万 2,760 トンだとすると、国と市の両方だとすると、地球温暖化対策実行計画の両方の数字を合わせると約 30 万トンですから、30 万トンの削減を目標として掲げている中で、今、行われているもので 10 万トンの削減が見込まれている。あと 20 万トンどうしようかというふうに考えればいいのか。そういうあたりがわからないのです。

21 ページの再生エネルギーの数字についても全く同じことが言えます。こちらのこれは数字を合計すると 9 万 3,960 トンになりますが、もし実行計画の対応する数字が 32 ページの数字だとすると、既に超えてしまっているのです。

そういうことで、実行計画とここに書かれている数字の関係がわからないので、そこを説明していただきたいと思います。

○委託事業者 株式会社ナレッジリーンの中平と申します。

先ほどご質問いただいた件ですが、アクションプランに記載している主な効果のCO₂の見込みですが、橋詰委員がおっしゃるとおり、現行計画の 30 ページから 32 ページのものと基本的に整合させるように記載しております。一部、省エネ建築物への改修や促進に関しては、現行計画では家庭部門と業務その他部門でそれぞれ分けていますが、合わせられるものは合わせて記載しております。基本的には、この現行計画のものに整合するように記載しているという整理でございます。

○橋詰委員 そうしますと、19 ページのものであれば、実行計画の 30 ページ、31 ページで 30 万トンを見込んでいるものに対して、現行でやっているもので約 10 万トン減りそうだと理解すればいいということですね。

再生可能エネルギーのほうについてはいかがでしょうか。同じように考えればいいですか。

○委託事業者 再エネに関しても、現行計画の 32 ページに記載の削減目標量に合わせるように記載しております。

○橋詰委員 これが 2 万 2,730 トンですよ。でも、21 ページの数字では 9 万 3,960 トンですから、もう超えていることになるのですが、そういう理解でいいのですか。

○委託事業者 こちらのアクションプランの 21 ページに記載しているのは太陽光発電システムの導入の部分は、2 万 2,730 トンで記載しておりまして、現行計画の 32 ページの下の表にある太陽光発電システム導入による削減目標量の合計値も 2 万 2,730 トンで記載しており、基本的には整合させております。

○橋詰委員 では、もう計画は達成済みということでもいいのですか。

○委託事業者 達成ということではなくて、現行計画のほうでは削減目標量として掲げています。これ

も 46%の削減目標を立てる際に試算された数字かと思いますが、今回のアクションプランもそこにコミットしていくということで記載しております。

○橋詰委員 実行計画に書いたものを上回ってやって悪いことは何もないので構わないのですが、全然いいのですが、その辺の意味合いをわかるように説明していただかないと。もちろんこの間、FIT、その他の仕組みも変わってきているので、それ伴って変わる点もありますし、構わないのですが、その辺は説明していただかないと、単純に比べると、どうなっているんだということになってしまうので、この表は少し補足か何かをしていただいたほうがよろしいかと思います。

○高橋会長 今の点は、現行計画が委員のお手元にいないのでちょっとわかりづらいと思いますが、例えば現行計画の 32 ページに「再生可能エネルギーの導入による削減目標量」が書いてあり、2019 年度から 2030 年度までの削減目標量として 2 万 2,730 トンと書いてある、それを引用しているということかと思いますが。恐らく、この書き方だとそれがわかりにくいというご指摘なのと思いますが、いかがでしょうか。

確かに、まず現行計画があつて、今回のアクションプランができていうたてつけになっていることがよくわかるように明記したほうがいいというご指摘かなと私は理解しましたが、いかがでしょうか。

○木下課長 現行計画をなぞった重点施策ではありますので、そのあたりをもう少しわかりやすくお示しできるように、補足も含めて修正していきたいと思います。

○高橋会長 橋詰委員、いかがでしょうか。

○橋詰委員 結構です。ありがとうございました。

○高橋会長 お手元にないこともあつて、このあたりは委員の皆さんもわかりづらいかと思うので、少し整理していただいて、逆に現行計画の指標を変えるという話も出てくると思うので、そのあたりも含めて一度整理して、わかりやすい形で共有いただければありがたいと思います。

○眞岩委員 お伺いしたいのですが、17 ページの「環境にやさしい都市システムの構築」のところで、「環境にやさしい移動手段の促進」と書かれていますが、その後、これに関する記述があまり出てこない感じがしております。これが何を指すのかということと、例えば市の移動手段として、藤沢市の場合は市営の交通機関はあまりないと思いますが、どういうことが考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○石田課長補佐 こちらについて想定しているのは、例えば環境に優しい電気自動車やカーシェアリング、また公共交通機関を積極的に利用するといった内容を現行計画の中でうたわせていただいております。

今回、重点施策の中で、そこに特化した形での施策は設定していませんが、この重点施策3の「脱炭素型ライフスタイルの転換」という文脈にある脱炭素型ライフスタイルの中には、当然、ガソリン車よりも電気自動車使っていこうとか、カーシェアリングしてなるべく一人一人が車を持たないようにとか、ノーカーデーを設けようとか、そういった取組が市民にとっても事業者にとっても出てくる、促していく必要があると思います。表現として今は見えにくいところがあったと思いますので、取組内容のところでは触れるようにできればと思います。

○眞岩委員 あと、参考までにお伺いしたいのですが、市として持っている移動手段、車みたいなものは、どの程度EV化が進んでいるか、おわかりになりますか。

○石田課長補佐 正直なところ、何台中何台がEVになっているというのは把握していませんが、確かに市役所のほうでも公用車として多くの自動車を保有していて、そのうちEV化しているものも多々見受けられます。特に環境部、我々の部が持っている本庁の自動車に関しては全てEV化しています。ただ、充電設備の兼ね合いもあって、ほかの部がそこまで多いかという、なかなかまだまだなのかなという印象は持っております。

○眞岩委員 長期的にはそういうことが進む可能性はまだあるという認識でよろしいでしょうか。

○大澤主任 今、眞岩委員が言われたとおり、市役所ではEV化を進めるということで、入れかえのタイミングなどで、順次EV化しております。しかし、先ほど石田からありましたとおり、充電設備がないと充電ができないので、そのあたりもあわせて順次入れかえをしております。

本日、皆様のお手元にお配りしております「ふじさわ環境白書」は年次報告なので、お手元の白書の205ページに藤沢市役所の電気自動車のハイブリッド車の導入状況を記載しております。まだまだ微々たる数字ですが、今、電気自動車については、軽自動車で10台、2トントラックで1台を導入しております、これが昨年度末の集計になります。今年度も既にEV化されている車両も何台かございますので、順次こういった形で取組をさせていただいております。

○高橋会長 現行計画でも、次世代自動車の普及促進というのはかなり削減量を多く見込んでいるので、これを進めていくことは非常に重要なご指摘かと思えます。公共部門で積極的に導入するのも、隗より始めよではありませんが、まずはみずからという意味で、ほかの自治体さんでも電動車に切りかえたり、カーシェアリングを導入するところもあると思えます。環境部局だけではやりづらいというのは正直よくわかるのですが、そこはぜひ全庁的な取組として頑張っていただければと私も思います。

ほか、いかがでしょうか。

○吉田委員 2点ありまして、1つがコメントで、1つは質問です。

コメントのほうは、22ページの「脱炭素型ライフスタイルの転換」の(1)「施策概要」の中に

「シビックプライド」という言葉があります。これは私は初めて見ました。「郷土への愛着と誇り」と括弧書きがあって、すごくよくわかるのです。これが強みであるということも。私は市民中心の気候市民会議に参加しておりまして、市民の皆さんは本当に藤沢が大好きなのだということを実感していますので、これはすごくわかるのですが、「シビックプライド」という言葉を使う必要があるのかなど、ちょっと思いました。先ほど用語集ということもありましたが、もしかしたら本文にも別の言葉のほうがわかりやすいかもしれないと思いました。

質問は、26 ページの(3)「本市における主な取組み」の下から3番目『「出生・結婚・パートナーシップ宣誓・新築」に際し、お祝いの記念樹配布」とあって、これはすごくいい取組だなと思いますが、実際には庭がないとか、戸建てでも、木をもらっても困るみたいな人が結構多そうなのです。その方たちが辞退したときに何が起こるのかを教えてくださいたいと思いました。

もし私だったら、うちでは木をもらえないけれども、うちに来るはずだった木が藤沢市のどこかに植えられますみたいなことがあったら嬉しいなと思いました。辞退された方への対応がもしありましたら教えてください。

○石田課長補佐 ご意見ありがとうございました。

まず、1点目の「シビックプライド」に関しては、おっしゃるとおりです。藤沢市民の皆様はこういった環境も含めて本当に意識が高く、まちづくりに積極的にご参加いただける方が多いと私たちも認識しておりますし、藤沢市の中の13地区に分けたまちづくりの会議の名前も「郷土づくり推進会議」として、郷土という言葉は1つキーワードになると思っております。ですので、ちょっと格好つけ過ぎてしまっているところがあるので、この表現については我々も再考させていただければと思います。

もう一点目の記念樹ですが、「記念樹」という言葉を聞くと、確かに大きい木、例えばオリーブの木などがもらえるのですが、そういうのを想像してしまうと思いますが、庭がなかったり、マンションにお住まいの方に向けて、観葉植物を選べるようになっておりますので、基本的に辞退したからどうこうというよりは、我々としては多くの方たちが生活環境の中で植物に触れ合う機会を意図的に促すといった形でご対応させていただいておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

ただ、いただいたアイデアはすごくいいなと思いましたが、そもそももらいに行かなかったら何にもない状況なので、もらえる権利のある方がどれくらいもらっていて、もらわなかった部分をどうするかに関しては、本当にいいアイデアをいただけたと思いますので、所管課とも情報共有しながら考えていければと思います。

○崎山委員 先ほどの「期待される効果」と「達成指標」に戻ってしまうのですが、19 ページでは、(4)

「期待される効果」が目標値みたいな感じになるのですかね。計算できるのかわかりませんが、その目標値に対して何件ぐらいやったら達成できるというのが（５）「達成指標」に入っているのですか。すみません、理解できていないのですが。

○高橋会長 私もこれが正しいかわからないのですが、今の現行計画で「市の施策による削減目標量」という表があり、その数字と先ほどの（４）「期待される効果（見込み）」が対応しているので、2019年度から2030年度の削減目標量をここに書いている。多分、この目標量をつくるに当たって何か想定されて、例えばEV自動車が導入されればこれが達成できるということが裏にあるのではないかと思っています。

○杉下副会長 抜粋されている感じですよ。

○高橋会長 そうですね、抜粋されている感じですね。そのように理解はしていますが、この点、事務局からご説明をお願いします。

○石田課長補佐 今、高橋会長からご説明いただいたように、基本的には「期待される効果」を実現させるためにはどれぐらい補助を行ったり、実際に再エネが導入されればというのが計算式としてありまして、見込んでいます。

ただ、従前の説明の中にもありましたが、件数とかを見込みにしてしまうと、1件の重みは当然格差が出てきてしまうので、それどおりにいかないところも当然あると思いますが、そういったところも平均値というか、基準値を設けてどれぐらいという試算をしております。

○崎山委員 理解しました。ありがとうございます。

○杉下副会長 何点かお聞きしたいです。先ほどの眞岩委員の質問に関連して、17ページの移動手段のご回答の中で、なるべく公共交通機関を使ってもらいたいというお話がありました。確かにそのとおりに思うのですが、藤沢市内のバスとかは民間がやっているんで、利用率が少ないからと、どんどん廃止の方向に来ていて、公共交通を使いたくても使えない。藤沢市独自で湘南すまいるバスを回してそういうところの交通弱者に対応しようとしています、それを使えるのは高齢者に限定していますよね。そうすると、例えば御所見のほうとか、普通の路線バスが減ってきているから、公共交通を使いましょうと言っても高齢者しか使えない。若者がそこに住みにくいとすると、そういう地域がどんどん高齢化してしまうという悪循環もあるわけです。

田中角栄元総理こういうおもしろい話をしたのですが、「官僚がつくる道路は、1日何万人とかの人数によって、つくる・つくらぬを判断する。政治家は、1日10人でも、地域に必要な道路だったらそれをつくるのだ」と。官僚と政治家がつくる道路の違いにはそういうものがある。

政治的にやれということではなく、藤沢市としても、すまいるバスはいいのですが、市全体として

高齢化を防ぐために、すまいるバスにかわる独自の何かということもやっていかなければ、公共交通機関を使いましょうと言っても本末転倒になってしまうところもある。

これは環境部だけの問題ではなくて、都市計画課なのかな、ほかの課とも横断的に連携をしっかりとやっていかないと、温暖化問題とかも改善されないのではないかな。このアクションプランを踏まえて、そういうところもあわせて検討していただきたいというのが1点です。

次は25ページです。(1)「ピックアップ施策の考え方」の中段の説明で、「森の緑をなくしてソーラーパネルを設置することはやめてほしい」と書いてあります。他市では、森林を伐採したり湿原を潰してまで大型のメガソーラーをやるというのが問題になっているところがありますが、藤沢で緑を潰してまでやっているとは私あまり理解していないのですが、そういうのが実際にあるのか。もしあるなら、または今後そういう計画があるなら、教えていただきたい。でも、そこまでないのではないかな。そこら辺の現状を市民にちゃんとお伝えしないと誤解を与えてしまうのではないかなということで、この表現はちょっとどうなのかなというのがあります。

あともう一点だけ、最後の26ページで、グリーンインフラを進めるに当たって、今、藤沢市で基本的にやっているのは、藤沢市緑の基本計画です。それに基づいてどうしようという話なのですが、この緑の基本計画が、今どのような計画になっているのか、次の会議とかで構わないので概略版とかをいただけると、今こういう取組しています、そこで我々として意見を付したり、こういうふうにしたらいいのではないかなというのが、もっと具体的にできると思います。これがないと、あっちでも議論、こっちでも議論という、取りとめもなくなってしまう場合もあると思うので、より効率的にやるにはあったほうがいいかなと思います。

長くなったので、あともう一点だけ。私はこの審議会に、みどりいっぱい市民の会という団体から出させていただいています。うちの団体の話になって申しわけないのですが、うちの団体はことして50年目を迎えます。当初は、引地川親水公園の横に稲荷の森があったのですが、50年前ははげ山と言って何もなく、緑をふやしましょうということで、まずはどんどん木を植えようと2,000本植えて、どんどん育ってきたのです。緑はふえたのですが、今やもう雑木林になった。植えることは、我々の当初の活動としてはよかったのですが、育ち切ってしまったら、今度は切るのがなかなか難しくなった。本当はいけないのですが、ちょっと放置状態というか、きれいに剪定されていないから、今度はそこが不法投棄のメッカみたいになったり、中に人が住み始めてしまった。今は他団体が入ってきてちゃんと伐採して、切ったもので遊歩道をつくったり、当初の活動とは変わってきていますが、やはり憩いの場としてやっています。

緑をふやせばいいのではなくて、育ち過ぎると、市民レベルとか個人レベルではしっかり剪定とか

管理がし切れない。そういうのをしっかりやらないと不法投棄の温床になってしまったり、木が腐って倒木の危険性があったり、あとは、緑というのは質の問題もあるのです。ごみとかがあったら、良質の緑が育たず、温室効果ガスの効果も下がってきてしまう。見た目上、緑があっても、死んでいる木だったりもするわけで、量と質という緑の普及も考えていかないといけない。

そういうところで、市民活動団体としても、草刈りとかはできても、チェーンソーを使わなくちゃいけないとか、木に登らなくちゃいけないという、かなり危険性を伴う。そうすると、市は「危ないからそういうのはダメです」とか。でも、県にナショナルトラストという財団があって、県全体の森林の管理をしている。初級、中級、上級みたいな形で、初級の人は下草刈りとか、上級のチェーンソーの資格を持っている方はそういうのをやりましょうと、分けてやっているのです。そういうことによって、市民にも得意・不得意があったり、資格をうまく生かして、緑の質を上げていくことも念頭に入れながら、計画とか、他の団体とか、市民とかと連携していったほうが、より効率的になるのではないかと。

あとは、松浦委員が前にいらっしゃった美化財団さんは海岸の清掃をやってくださっていますが、ああいうところには砂防林があると思います。約 11 キロ、藤沢からずっと。あれも貴重な緑であり森林なのです。でも、あれもよく見ると、ごみを捨ててある。そういうところも全て美化財団さんをお願いするのではなくて、中に入るのも危ないですから研修とかをやって、美化財団さんとか、ほかのいろいろな海岸清掃をやっている団体とも連携して、きれいな砂防林にしないとけません。災害のときに津波を抑止する効果もあったり、CO₂を吸収したり。

あそこを通ったときにごみがあったらイメージが悪いし、観光に対してもマイナスなので、量と質というバランス、他団体とどう広域連携をするかということもうまく視点に入れながらやっていったほうが、より効果的になるのではないかと考えます。長くなってしまったのですが、ご検討いただければと思います。

○石田課長補佐 まず 1 点目の公共インフラに関しては、杉下副会長のご指摘のとおり、今、バスの廃線が市内でもとても広がっていると認識しております。理由としては、運転手不足が原因と聞いております。政治家のお話もありましたが、乗車率が低いものから減らしていく、なくしていく方向性と聞いております。

ただ、まちづくりという視点では、もちろん、都市計画課が中心ではありますが、GX という考え方が出てきていて、これは環境を念頭に置いたまちづくりをみんなで進めていくということだと思いますので、そこは我々としても連携してやっていく必要があると思います。

すまいるバスのお話もありました。あれは巡回はしていますが、高齢者の方に向けた移動手段とし

でのコミュニティバスではなくて、高齢者施設、老人福祉センターに行くための送迎バスのような意味合いがあるので、移動支援として行っているものではないというところも1つの課題です。これまでも、善行は今も続いています。六会とか、幾つかの地区でコミュニティバスとかタクシーとか、いろいろ実験しているところではありますが、継続させていくことが難しい。使う人がいない、金額の問題、ドライバーの問題も、いろいろなことがあります。

この移動支援問題に関しては、藤沢市内でも住んでいる地区によって、住む場所が偏ってしまうとか、そういったことは本当に起こり得ることなのかなと思うので、もちろん地球温暖化問題も含めてではありますが、どうやったらみんなが住みやすいまちを一緒につくっていきけるのかということについては継続して検討していく必要があると思います。

メガソーラーですが、私の認識でも、藤沢市の中で緑を削ってそういったものを設置したということとは把握しておりません。アンケートのその意見の中で、別に藤沢市のことをイメージしたのではなくて、社会的なニュースとかをごらんになって、このようなご意見をいただいたのかなと推測されますが、確かに藤沢市の中でもやっているのではないかと誤解を招く表現だと思うので、ここは是正していきたいと思います。

緑の問題に関しては、おっしゃるとおり、緑の基本計画がございまして、現在改定中なので、来年度に概略版が配れるのか、担当の所管と相談してみたいと思いますが、あくまでもここは地球温暖化問題を議論する場所です。緑の基本計画は、そちらはそちらで審議会がありますので、ダブルスタンダードになってはいけません。関係ある部分は当然ありますが、議論する中身は違うのかなと思います。私たちも、そこは交通整理をしてお話を進めていければと思います。

○初見課長 みどり保全課の課長をしております初見と申します。

先ほどの緑の基本計画ですが、現在、改定中で、パブリックコメントが終了して、取りまとめ作業と、その意見を反映させた最終的な内容の精査をしております。3月にみどり保全審議会に諮りまして、最終的に終了します。今のところ、その改定が終わった次年度、整理をした概要版が作成できると計画を立てております。それができ次第、こちらの審議会にもお配りできたらと思います。

もう一つ、緑の関係でさまざまな施策についてというところは、まさに緑の基本計画の根幹の部分で、緑の保全とか質の高い緑地の確保とか、そのあたりのテーマについても議論させていただいた上で緑の基本計画の内容に入っております。そちらは今後、概要版等でご確認いただければと思います。

○高橋会長 気候変動対策を地域で考えていく上では、先ほどおっしゃったような地域課題等をどのように同時に解決していくかという視点とか、地域の暮らしやすさをどのように同時に解決していくかという視点も重要だと思いますので、そういう側面へのご指摘だったと思います。

環境問題扱うときは、大体ほかの施策とダブるというか、同じような分野で議論しなければいけないことが多々あると思います。今回、先ほどの緑の話でも、ピックアップ施策として取り上げていただいているかと思います。吸収源というだけでなく、ライフスタイルとして、例えば車を使えないようにするとか、地域で楽しめるとか、そういう意味合いも恐らく相当大きいのではないかと思います。そのあたりも気候変動対策という側面では、緑の施策ともうまく連携していただければと思いますし、また、先ほど杉下委員からもご指摘あったと思いますが、緑の基本計画でどのような議論をされているかということも、こちらで共有いただければと思います。

○杉下副会長 丁寧なご回答ありがとうございます。これからの課題なので、他部署と連携していただきたいと思います。

今お答えあったのですが、公共交通のところは私も関心があって、そちらに行ったら、緑のことは全然議論に入っていないのです。確かに、全体的に採算とか利用人数とかに焦点がグーッとなくなってしまっている。市全体としてのメリット・デメリットとかもあります。そういうところも逆にこちらから提案することによって、今までの議論にないメリットがあるから、藤沢市にとって過疎地というか、利用者が少ない地域でもバスを走らせる。政治的判断とは言いませんが、そのような、市民にとって、多いから必要、少ないから不必要ではなく、藤沢市全体の利益として必要なのだという横断的な判断で、行政内の横の連携とか意見交換もしていただけるとありがたいと思います。意見です。

○高橋会長 ご意見としてよろしくお願ひします。

○石田課長補佐 今いただいたご意見だけでなく、今の話でいえば都市マスタープランという計画があったり、住宅部門には住宅マスタープランがあったり、さまざまな行政計画があって、環境問題に関してもきっと親和性が高かったり、連携することでよりよいものが生まれるということは、高橋会長のおっしゃったとおりだと思うので、我々も勉強しながら一緒に進めていきたいと思っております。

○高橋会長 大分時間も過ぎていますが、第3章以降の話は何かここでしておいたほうがよいですか。——この後のご説明にあるということですね。わかりました。

そういうことですので、第2章について、これはというコメントがあればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。——では、資料2については一旦ここまでにさせていただこうと思います。今の追加のご説明は、今ここでお願いしたらよろしいですか。資料4について、よろしくお願ひします。

○木下課長 では、資料4について説明いたします。前方のスクリーンをごらんください。

先ほどごらんいただきました第1章及び第2章とあわせて掲載を予定している第3章及び参考資料につきましては、順次作成させていただきます。

また、アクションプランの表紙につきましては、新たにデザインすることとしております。これまでの計画では写真を使用している例が多く、現在の藤沢市地球温暖化対策実行計画につきましても、環境基本計画に合わせまして、江ノ島を前面に配置した写真を採用しております。事前にお送りした資料4「他市表紙例」で特徴的な例を幾つか挙げておりますが、今回作成するアクションプランの表紙についても、こういったものがいいのではといったご意見があれば、いただければと思います。

○高橋会長 推進体制とか進行管理についても今コメントいただくことで大丈夫ですか。

○木下課長 そちらは現在作成しておりますので、また改めてのご説明ということでお願いしたいと思います。

○高橋会長 また次回ということですね。わかりました。

では、今は表紙の話の主にとということだと思いますが、何か。

○杉下副会長 表紙が変わるのは、いつ、どのタイミングですか。

それと、全体的に見ても固いのです。またみどりいっぱい市民の会の話になってしまいますが、毎年、うちの市民の会と、藤沢市と、企業と、環境緑化推進協議会の3者合同で緑のコンテストといって、小学生、中学生に、夏休みに絵を描いてもらって、優秀賞とか、大体、藤沢市をテーマにやっています。

本当に、中学生とかはエッとびっくりするぐらい素敵な絵を描いています。そういう子どもたちの絵を入れたり、ほかにも差し絵とかにしていくと、子どもたちも自分たちの絵が使われたとか、入賞したらそういうところで使われるとなると、いきなり内容は難しいですが、環境基本計画とか温暖化とかに、子どもたちに少しずつ関心を持ってもらうきっかけづくりにもなるのかなと思います。

あえて絵を募集するコンテストとかをやると大変ですが、既存のそういうところの入賞作品を、来年度、募集するときは、こういうところにも使わせていただきますよというお断りを入れて募集するとか。そういうことをすると、何かもうちょっとほっこりした藤沢らしさとか、みんなで家庭でとか、子どもも巻き込んでというところにもつながりそうなイメージが出てくるのではないかと思ったので、1つ意見として提案させていただきました。

○木下課長 表紙に関しては、重点施策の策定と合わせて令和8年度末になると思います。次年度以降、今ご意見いただいたようなことも含めて検討していけたらいいかと思います。

○高橋会長 ほかに何かありますでしょうか。——よろしいですかね。藤沢らしさとか、関心をどう集めるかという視点が大事というご指摘かと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

ほかにないようであれば、最後に、議題1に関する今後のスケジュールについて、ご説明をお願いします。

○木下課長 今後のスケジュール（予定）について、ご説明いたします。前方スクリーンをごらんください。

前回の審議会でもご説明いたしましたが、次の第7回の審議会開催までに期間があくことから、事前のご質問をいただく期間を設けることを予定しております。具体的には、本日、皆様からいただいた意見をもとに修正した初期草案②を、3月末をめどにゼロカーボン推進課のアドレスからメールにてお送りさせていただきたいと考えております。年度末・年度初めのお忙しい時期で大変恐縮ではございますが、ご確認いただきまして、ご質問やご意見がありましたら、メールにてゼロカーボン推進課までご返信いただければありがたく考えております。

また、令和8年5月下旬を予定している第7回審議会では、事前質問を反映したアクションプラン一次案について、ご審議いただくことを予定しております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 スケジュールについてはよろしいでしょうか。年度末・年度初めということもあるので、少し時間を設けていただけると大変助かります。

では、何もないようであれば、議題1はここまでとしたいと思います。

続いて、報告事項に移りたいと思います。「鳥獣保護管理対策について」、事務局からご説明をお願いします。

○鈴木課長補佐 環境保全課の鈴木と申します。私から「鳥獣保護管理対策について」のご報告をさせていただきます。

資料5をごらんください。本市で実施している鳥獣保護管理対策については、令和6年11月の環境審議会においても情報提供させていただきました。今回は遠藤笹窪谷公園での実施結果等についてのご報告になります。

まず、本事業について、改めて簡単に説明させていただきます。本市では、鳥獣保護管理法等に基づいた事務を行っており、大きく鳥獣の保護と管理に分けられます。鳥獣の保護については、同法に基づく捕獲許可等の事務、ホームページやポスター等を用いた啓発事務、高病原性鳥インフルエンザに関する事務などが該当します。

鳥獣の管理については、神奈川県が策定しておりますアライグマ防除実施計画やクリハラリス防除実施計画に基づいた届出に関する事務や、委託による捕獲業務等が該当しております。

次のページをごらんください。次に、神奈川県が策定しておりますアライグマ防除実施計画及びクリハラリス防除実施計画の概要について、説明いたします。

資料に誤字がありまして、下から2行目の始めのところに「進入計画区域」と記載しておりますが、

「侵入警戒区域」の誤りです。申しわけございません。

まず、アライグマ防除実施計画についてですが、計画期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっており、計画期間の目標は「生息分布域の縮小、個体数の減少」です。最終目標は「全県域からの完全排除」となっております。

計画の内容については、「個体数の低減に向けて、これまでの住宅地や農地など被害発生地点での捕獲に加え、在来生物への影響が強く懸念され、繁殖場所ともなる緑地等での捕獲など捕獲場所及び時期を適正化し、より計画的な捕獲を実施する」となっております。

続いて、クリハラリス防除実施計画についてですが、こちらも計画期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっており、計画期間の目標は「分布拡大の防止」です。県内を、定着状況に応じて、高密度区域、分布拡大区域、侵入警戒区域と3段階に分けており、高密度地域として横須賀市や鎌倉市、三浦市等の横須賀・三浦地域を指定しております。本市や茅ヶ崎市等の湘南地域は2段階目の分布拡大区域に指定されておまして、区域の目標は、分布拡大の防止と、生息が確認されている一部地域については地域的な根絶となっております。

計画の内容は、地域住民等への普及啓発、定着が確認されていない侵入警戒区域に近いエリアでの優先的な捕獲、生息密度が高い地点では地域的な根絶を目指して防除を行うことになっております。

次のページをごらんください。ここからが、今回から追加した資料になります。

これまでの本市の対応方針としては、生活被害を受けている市民の方や事業者の方からの相談を受け、捕獲檻の貸し出しによる捕獲を実施することに重点を置いた受動的なものでありました。

平成27年度から令和6年度までの10年間の野生鳥獣による生活被害等に係る相談件数は表のとおりです。平成27年度から令和3年度まで三百数十件程度で推移しておりましたが、令和4年度に560件、令和5年度・6年度は700件を超える相談がありまして、表には記載しておりませんが、今年度についても令和6年度を上回りそうな状況となっております。これまでの対応では、アライグマ等の生息数や被害を減少させることができていないことがわかります。

そこで、本市が所属している湘南地域鳥獣対策協議会の学識経験者の方等にご相談させていただきまして、アライグマ等は基本的に住みか、繁殖場所となる緑地等に定着できなかつた、あふれた個体が人間の生活区域に侵入してくることがわかっているため、緑地等の生息数が減少すれば緑地にとどまるようになり、周辺的生活被害も減少していくであろうという助言をいただきました。これまで、緑地等での捕獲は実施しておりましたが、新たな視点を得ることができました。

次のページをお願いします。以上のことから、今後の方針は、緑地等での捕獲を強化することとしました。このまま受動的な対応を続けても市内生息数はますます増加すると見込まれ、生活被害数や

防除にかかる費用も上昇し続けますので、助言に沿って実施していこうというものであります。

そこで、緑地を多く管理しているみどり保全課や公園課に相談したところ、遠藤笹窪谷公園で目撃や足跡が確認されましたので、1回目の捕獲事業を実施することになりました。その結果、10月9日から12月4日まででアライグマ4頭を捕獲することができました。今回の捕獲事業では、本課で檻の設置と回収を行い、公園の指定管理者の方に檻の見回り等の管理をご協力いただけることになりました。そのため、設置場所や期間等は捕獲状況を見ながら自由に行うことができたり、管理にかかる費用を縮減することができました。

一方、本課が委託している専門業者と公園の指定管理者の方の休業日の兼ね合い等がございまして、捕獲可能な日、蓋をあけて檻を仕掛けられる日が限られる等の課題がありました。

今後についても、実施場所となる緑地等の状況に合わせ、より効率的に捕獲ができるように継続して実施していきたいと考えております。

以上で私からの報告を終わります。

○高橋会長 今の資料につきまして、ご質問、コメントがありましたらお願いします。

○矢澤委員 生活被害等に係る相談件数の表ですが、ハクビシンだけ令和6年に減少している理由は何でしょうか、お教えをお願いします。

○鈴木課長補佐 はっきりとしたものはわかりませんが、アライグマのほうがハクビシンよりも強いということがまずあると思います。なので、アライグマがたくさんいるところにはハクビシンは定着してこない。逆に言うと、アライグマを捕獲して少なくなれば、ハクビシンのほうがふえてしまうことも考えられると思います。

○高橋会長 ほかにいかがでしょうか。——大丈夫でしょうか。

最後のページで、今回の捕獲事業実施は、緑地等での捕獲が効果的であるという判断でやられていると思いますが、ここで挙げられているような課題について、今後どう対応されていこうとしているのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

あと、どの程度の活動範囲を持っているのか私はわからないのですが、何か近隣の市町村との連携を考えておられれば、その点も含めて教えていただければと思います。

○鈴木課長補佐 まずは、私どもで管理している緑地は基本的にありませんので、緑地を管理しているところの檻での捕獲となります。子どもたちのいたずら等で危ないところもありますので、あまり市民の方が入らない緑地で重点的に広げていきたいと考えております。

続いて、他市との連携ですが、捕獲数の実績とかのやり取りはあります。各市、さまざまな取組をしていますので、そういった情報は取り入れています、実際に他市と連携して何かをやっていこう

というところには、現在は至っておりません。

○高橋会長 また、進捗状況など教えていただければと思います。

よろしいですかね。――では、報告事項はここまでとしたいと思います。

最後、その他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○菊地課長補佐 環境総務課の菊地と申します。よろしくお願いいいたします。事務局から2点、ご説明させていただければと思います。

(1 ページ)

1点目が「不燃ごみの品目変更等について」、資料6でお配りしたものです。2点目が「ふじさわ環境白書 2025」完成版の配布についてのご説明です。2点、ご説明させていただいた後、まとめてご質問をお受けさせていただければと思います。

まず1点目、お手元の資料6、「不燃ごみの品目変更等について」をごらんください。こちらは情報提供という位置づけになりますので、ご了承いただければと思います。

不燃ごみの品目変更等についてですが、2025年9月4日にリサイクルプラザ藤沢廃棄物処理棟におきまして、リチウムイオン電池内蔵製品が原因と見られる火災が発生し、現在も全力で復旧作業に当たっている状況です。このようなことから、火災予防の目的で不燃ごみの品目、充電式小型家電、リチウムイオン電池内蔵製品の出し方、それから特定処理品目の名称について変更を行うことを考えております。

まず、1「変更の具体的な内容について」は、不燃ごみから可燃ごみへ排出方法の変更をいたします。記載している5品目を可燃ごみに変更しますが、変更理由については記載のとおりです。収集頻度は、今まで2週に1回、不燃ごみとして排出していただいていたものを、週に2回の可燃ごみに変更しますので、市民の方の利便性も向上すると考えております。

(2 ページ)

2つ目、不燃ごみで出していたいただいていたものを、特定処理品目に排出方法の変更を行います。特定処理品目に変更する品目は記載のとおりですが、具体例のとおり、リチウムイオン電池等が内蔵されており、取り外せない充電式小型家電につきまして、特定処理品目の対象品目とさせていただきます。

変更理由は記載のとおりで、こちらも収集頻度は2週に1回、不燃ごみとして出していたいただいていたものを、週に1回の特定処理品目にさせていただきますので、こちら市民の方の利便性が向上すると考えております。

最後に、特定処理品目の名称変更ですが、市民の方がより危険性を認識しやすく、適切に分別・排

出できるようにするために、今、「特定処理品目」という名称で排出していただいているごみについて、「危険ごみ・テープ類」に名称を変更させていただきます。

(3ページ)

2「実施時期について」は、令和8年4月から本格実施としますが、施設の火災を引き起こした要因などにもなっていますので、1月19日から移行期間として変更を行っております。周知については、移行期間中については、ホームページ、ごみ分別アプリ、公式LINEを活用して周知をさせていただいております。また、本格実施の前には広報ふじさわ2月25日号を予定しているのと、2月下旬ごろから収集日程カレンダーを配布予定なので、こちらで市民の皆様には周知させていただく予定で考えております。

以上、情報提供ですが、ご理解、ご協力いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○西村課長補佐 続きまして、2点目について、本日、緑色の表紙の「ふじさわ環境白書 2025」完成版をお手元に配付しております。こちらは前回の審議会から大きな修正点等はありません。作成に当たりましては、委員の皆様にご協力いただきましてありがとうございます。

事務局からは以上です。

○高橋会長 今の2点について、何かご質問、コメント等あればお願いします。

○村野委員 村野と申します。不燃ごみの品目変更のことについてご質問いたします。

1月19日からもう実施されていますが、出されてしまっている場合は、3月31日までは回収していただけることになっていますか。

○菊地課長補佐 3月までは移行期間として設定しておりますので、今までどおり出された方についても収集はさせていただく予定でおります。ただ、施設火災の原因にもなっておりますので、できるだけ可燃ごみに移したものは可燃ごみで、特定処理品目に移したものは特定処理品目での排出をお願いしております。その間に、不燃ごみから可燃ごみに変えたけれども、今までどおり不燃ごみで出してしまった等の場合でも、3月までは収集させていただきますので、そちらでご理解いただければと思います。

○杉下副会長 立派な環境白書をつくっていただいて、もう完成したので、来年度以降にお願いしたいことです。前回言えばよかったのですが。

226 ページに藤沢市地球温暖化対策研究会のことを新しく記載していただいていると思います。上を見ると藤沢市地球温暖化対策地域協議会、次へ行くと藤沢市環境政策推進本部会議がある。そちらを見ると、構成団体、代表者とか事務局とか会員数とかありますが、研究会は、最初に「会長・副会長の選出」とあっても、どういう人が会長や代表をやって、構成団体として何団体ぐらい入っている

か、全くわからない。だから、来年以降はこども、こういう構成団体でやっていると見えるように新しく追記していただければなど、お願いとして意見だけ言っておきます。

○木下課長 ご指摘いただいた点を踏まえて、次年度以降になりますが、ほかの会議体と同様な表記にしてみたいと考えております。

○高橋会長 ご対応のほうよろしく申し上げます。

ほかによろしいでしょうか。——ほかにないようでしたら、これで議題は全て終了しました。

このほかになにかございますでしょうか。——もしなければ、事務局に進行をお返しします。

○戸塚参事 会長、ありがとうございました。

本日の日程は全て終了いたしました。なお、次回開催については、5月下旬ごろを予定しております。改めてご案内させていただきますので、ご出席くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、第6回環境審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

午前11時33分 閉会